



金 沢 市 公 報

号外第40号の14

平成24年(2012年)12月17日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	
条 例		金沢市興行場法施行条例の一部を改正する条 例 (衛生指導課) 21
金沢市旅館業法施行条例 (衛生指導課) 1		金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例 (市立病院) 24
金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課) 4		金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関す る条例の一部を改正する条例 (環境指導課) 24
金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課) 20		金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課) 25
金沢市防災会議条例及び金沢市災害対策本部 条例の一部を改正する条例 (危機管理課) 20		金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課) 27
金沢市暴力団排除条例の一部を改正する条例 (総 務 課) 20		金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス 供給条例の一部を改正する条例 (企業総務課) 33
金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する 条例 (試験検査課) 21		金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例 (建 設 課) 33

条 例

金沢市旅館業法施行条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第76号

金沢市旅館業法施行条例

金沢市旅館業法に基づく旅館業の施設の構造設備の基準を定める条例（平成15年条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

（構造設備の基準）

第3条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 他の客室、廊下等との境は、壁、ふすま、板又はこれらに類するものを用いて区画すること。

イ 天井の高さは、踏面から2.1メートル以上であること。

(2) 浴室は、次の要件を満たすものであること。

ア 清浄な水及び湯を供給できる設備を有すること。

- イ 適当な広さの脱衣室を付設すること。
- ウ 排水に支障のない構造とすること。
- エ 濾過器等を使用して浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を循環濾過させる場合は、次によること。
 - (ア) 濾過器は、1時間当たり浴槽の容量以上の濾過能力を有すること。
 - (イ) 濾過器の濾材は、洗浄又は交換及び消毒が容易にできるものであること。
 - (ウ) 集毛器は、浴槽水が濾過器に入る前の位置に設けること。
 - (エ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口は、浴槽水が濾過器内に入る直前に設置すること。
- オ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
- カ 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- キ 屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが、配管等を通じて混じり合わない構造であること。

(3) 便所は、次の要件を満たすものであること。

- ア 防虫及び防臭の設備並びに流水式の手洗設備を有すること。
- イ 水洗式でない便所にあつては、便器の開口部を除き密閉できる構造とし、かつ、調理場及び井戸と適当な距離を有すること。

(4) 寝具は、次の要件を満たすものであること。

- ア 寝具類の収容設備を有すること。
- イ 客室の定員数以上の寝具類を有すること。

(5) 給水設備は、次の要件を満たすものであること。

- ア 宿泊者の需要を十分に満たすことができる給水能力を有すること。
- イ 外部から汚染されない構造であること。

2 前項第1号ア及び第3号イの基準はホテル営業について、同項第4号イの基準は下宿営業について、これを適用しない。

(施設の指定)

第4条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会教育施設、青少年スポーツ施設その他これに類する施設で、市長が指定したもの

2 市長は、前項第5号の規定により施設を指定し、又は取り消したときは、その名称、所在地その他必要な事項を告示するものとする。

(意見を求める者)

第5条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
- (2) 施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する教育委員会又は地方公共団体の長
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であつて当該施設につき監督庁があるものについては当該監督庁、当該施設につき監督庁がないものについては当該施設の所在する市町の長

(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)

第6条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 営業の施設の換気については、次の措置を講ずること。
 - ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
 - イ 機械換気設備又は空気調和設備を有する場合は、十分な運転を行うとともに、定期的に保守点検を行うこと。
- (2) 営業の施設の採光及び照明については、次の措置を講ずること。
 - ア 客室、応接室及び食堂は、40ルクス以上の照度を有すること。
 - イ 浴室、洗面所、便所、廊下及び階段は、20ルクス（深夜における廊下及び階段にあっては、10ルクス）以上の照度を有すること。
- (3) 営業の施設の防湿については、次の措置を講ずること。
 - ア 排水設備の水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。
 - イ 客室の床が木造である場合は、床下の通風を常に良好にしておくこと。
- (4) 客室、応接室、食堂、調理場、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。
- (5) 寝具類については、次の措置を講ずること。
 - ア 布団、枕及び毛布は、原則として敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等（以下「敷布等」という。）で適切に覆うこと。
 - イ 寝衣、敷布等、直接人に接触するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
 - ウ 布団、枕及び毛布は、随時日光にさらす等、適当な方法により湿気を除くこと。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、寝具類は適切に管理すること。
- (6) 客室には、次に定める割合を超えて客を収容しないこと。
 - ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業 1客室の床面積5平方メートルについて1人
 - イ 簡易宿所営業 1客室の床面積1.65平方メートルについて1人
- (7) 旅館業の営業の施設が季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものについては、あらかじめ市長の承認を得て前号の規定によらないことができる。
- (8) 浴室については、次の措置を講ずること。
 - ア 客室に設けられた浴室の浴槽水については客室の使用ごとに、宿泊者が共同して利用する浴室の浴槽水については毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、濾過器等を使用して浴槽水を循環濾過させる場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。
 - イ 浴槽水（客室に設けられた浴室の浴槽水で、使用の都度換水するものを除く。ウにおいて同じ。）の消毒は、市長が別に定めるところにより行うこと。
 - ウ 浴槽水は、1年に1回（連日使用している浴槽水にあっては、1年に2回）以上水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市長が別に定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること。
 - エ 濾過器は1週間に1回以上十分に洗浄して汚れを排出するとともに、消毒を行うこと。
 - オ 濾過器と浴槽との間の配管は、適宜消毒を行い、生物膜を除去すること。
 - カ 集毛器の内部は、毎日清掃すること。
 - キ 浴槽水の消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

- ク 浴槽からあふれ出た湯水を再利用するため一時的に貯めておく水槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素消毒すること。
- ケ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設ける場合にあっては、浴槽水に浴用剤を加えないこと。
- コ 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしない旨を表示すること。
- サ 浴室には、使用済みのかみそり等を廃棄するための容器を備えること。
- (9) 洗面所の湯水は、十分に供給すること。
- (10) 便所については、次の措置を講ずること。
- ア 手洗設備には、十分な水又は湯を供給すること。
- イ 手拭い等を備え付ける場合は、清潔なものとし、1客ごとに取り替えること。
- (11) 前各号に定めるもののほか、営業の施設には、次の措置を講ずること。
- ア 客室には、くず入れを備えること。
- イ 客室、食堂、調理場及び便所その他必要な箇所において、ねずみ、昆虫等の発生を認めるときは、直ちに駆除作業を行うこと。
- ウ 宿泊者が伝染性の病気にかかっていることが明らかになったとき又はその疑いがあるときは、その使用した客室、寝具類及び器具類を完全に消毒した後に使用すること。

（宿泊を拒むことができる事由）

第7条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第3条第1項の許可を受けている営業の施設でこの条例の施行の際現に存するもの及びこの条例の施行の際現に当該許可の申請がなされている営業の施設については、改正後の第3条第1項第2号エからキまでの規定は、適用しない。ただし、施行日以後において、これらの施設の浴室の増築、改築又は大規模の修繕を行う場合は、この限りでない。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第77号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第116号の8の項の次に次のように加える。

<p>(116)の9 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（住戸単位の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>	<p>認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（第116号の15において「登録住宅性能評価機関等」という。）が証するものに限る。以下この号、第116号の11及び第116号の13において「適合証」とい</p>	<p>認定申請に係る建築物（以下この号において「認定申請建築物」という。）の認定の対象となる住戸の数が1である場合</p>	<p>1 件につき 4,700円</p>
	<p>認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が2以上5以下である場合</p>	<p>1 件につき 9,300円</p>	
	<p>認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が6以上10以下である場合</p>	<p>1 件につき 16,000円</p>	
	<p>認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が11以上25以下である場合</p>	<p>1 件につき 27,000円</p>	
	<p>認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が26以上50以下である場合</p>	<p>1 件につき 45,000円</p>	
	<p>認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が51以上100以下である場合</p>	<p>1 件につき 80,000円</p>	
	<p>認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が101以上200以下である場合</p>	<p>1 件につき 130,000円</p>	
	<p>認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が201以上300以下である場合</p>	<p>1 件につき 160,000円</p>	
	<p>認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が301以上である場合</p>	<p>1 件につき 170,000円</p>	

	う。)の添付がある場合		
	適合証の添付がない場合	認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が1である場合	1件につき 34,000円
		認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が2以上5以下である場合	1件につき 69,000円
		認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が6以上10以下である場合	1件につき 97,000円
		認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が11以上25以下である場合	1件につき 140,000円
		認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が26以上50以下である場合	1件につき 200,000円
		認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が51以上100以下である場合	1件につき 280,000円
		認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が101以上200以下である場合	1件につき 380,000円
		認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が201以上300以下である場合	1件につき 500,000円
		認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が301以上である場合	1件につき 580,000円

<p>(116)の10 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（住戸単位の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>	<p>認定申請に係る建築物（以下この号において「認定申請建築物」という。）が構造計算適合性判定を要しない建築物に相当する場合</p>	<p>1 件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額</p>
<p>(116)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新</p>	<p>住宅用途に供する共用の廊下及び共用の階段その他共用の部分（以下この号において「共用部分」という。）の床面積が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1 件につき 次に掲げる金額を合算した金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額 ウ 構造計算適合性判定に係る当該構造計算の対象となる床面積に応じ、第74号の2に定める当該手数料の金額に、当該手数料の金額から3,000円を控除した金額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この号において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額</p>

築等計画の認定（共同住宅の棟単位の認定に限る。）の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）		共用部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 27,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 80,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 130,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 200,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
	適合証の添付がない場合	共用部分の床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき 110,000円に第116号の9の適合証の添付がない場合の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額（以下この号において「適合証の添付がない場合の手数料の金額」という。）を加えた金額
		共用部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 180,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 280,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 360,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額

	<p>共用部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 430,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額</p>
	<p>共用部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 500,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額</p>
<p>(116) の12 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（共同住宅の棟単位の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>	<p>認定申請に係る建築物（以下この号において「認定申請建築物」という。）が構造計算適合性判定を要しない建築物に相当する場合</p>	<p>1件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額</p>
	<p>認定申請建築物が構造計算適合性判定を要する建築物に相当する場合</p>	<p>1件につき 次に掲げる金額を合算した金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額 ウ 構造計算適合性判定に係る当該構造計算の対象となる床面積に応じ、第74号の2に定める当該手数料の金額に、当該手数料の金額から3,000円を控除した金額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この号において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額</p>

<p>(116) の 13 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築物全体又は一部に住宅以外の用途に供する部分（以下この号及び次号において「非住宅部分」という。）があるものの棟単位の認定に限る。）の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>	適合証の添付がある場合	非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの	1 件につき 9,300円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、第116号の9又は第116号の11の適合証の添付がある場合の区分に応じ、第116号の9又は第116号の11に定める当該手数料の金額（以下この号において「適合証の添付がある場合の手数料の金額」という。）を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 27,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 80,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 130,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件につき 160,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 200,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額）
	適合証の添付がない場合	非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの	1 件につき 240,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、第116号の9又は第116号の11の適合証の添

			付がない場合の区分に応じ、第116号の9又は第116号の11に定める当該手数料の金額（以下この号において「適合証の添付がない場合の手数料の金額」という。）を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 380,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 540,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 670,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 790,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額）
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 900,000円（建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額）
(116) の14 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（非住宅部分があるものの棟単位の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に		認定申請に係る建築物（以下この号において「認定申請建築物」という。）が構造計算適合性判定を要しない建築物に相当する場合	1件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当

<p>対する審査（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>			<p>該手数料の金額</p>
<p>(116)の15 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定（住戸単位の認定に限る。）の申請（以下この号において「変更認</p>	<p>変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（登録住宅性</p>	<p>変更認定申請に係る建築物（以下この号において「変更認定申請建築物」という。）の認定の対象となる住戸の数が1である場合</p>	<p>1 件につき 4,700円</p>
		<p>変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が2以上5以下である場合</p>	<p>1 件につき 9,300円</p>
		<p>変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が6以上10以下である場合</p>	<p>1 件につき 16,000円</p>

定申請」という。)に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)	能評価機関等が証するものに限る。以下この号、第116号の17及び第116号の19において「適合証」という。)の添付がある場合	変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が11以上25以下である場合	1 件につき 27,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が26以上50以下である場合	1 件につき 45,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が51以上100以下である場合	1 件につき 80,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が101以上200以下である場合	1 件につき 130,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が201以上300以下である場合	1 件につき 160,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が301以上である場合	1 件につき 170,000円
		適合証の添付がない場合	変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が1である場合
	変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が2以上5以下である場合		1 件につき 39,000円
	変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が6以上10以下である場合		1 件につき 56,000円

		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が11以上25以下である場合	1 件につき 81,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が26以上50以下である場合	1 件につき 120,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が51以上100以下である場合	1 件につき 180,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が101以上200以下である場合	1 件につき 250,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が201以上300以下である場合	1 件につき 330,000円
		変更認定申請建築物の認定の対象となる住戸の数が301以上である場合	1 件につき 380,000円
(116)の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定(住戸単位の認定に限る。)の申請(以下この号において「変更認定申請」という。)に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)		変更認定申請に係る建築物(以下この号において「変更認定申請建築物」という。)が構造計算適合性判定を要しない建築物に相当する場合	1 件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該変更認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額
		変更認定申請建築物が構造計算適合性判定を要する建築物に相当する場合	1 件につき 次に掲げる金額を合算した金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額) ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額

			<p>イ 当該変更認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額</p> <p>ウ 構造計算適合性判定に係る当該構造計算の対象となる床面積に応じ、第74号の2に定める当該手数料の金額に、当該手数料の金額から3,000円を控除した金額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この号において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額</p>
<p>(116)の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定（共同住宅の棟単位の認定に限る。）の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>	<p>適合証の添付がある場合</p>	<p>住宅用途に供する共用の廊下及び共用の階段その他共用の部分（以下この号において「共用部分」という。）の床面積が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 9,300円に第116号の15の適合証の添付がある場合の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額（以下この号において「適合証の添付がある場合の手数料の金額」という。）を加えた金額</p>
		<p>共用部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 27,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額</p>
		<p>共用部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 80,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額</p>
		<p>共用部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 130,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額</p>
		<p>共用部分の床面積が10,000平方メートル</p>	<p>1件につき 160,000円に適合証の添付がある場合の手数</p>

		を超え25,000平方メートル以内のもの	料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 200,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
	適合証の添付がない場合	共用部分の床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき 59,000円に第116号の15の適合証の添付がない場合の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額（以下この号において「適合証の添付がない場合の手数料の金額」という。）を加えた金額
		共用部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 180,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 240,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 290,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額
		共用部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 350,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額
(116)の18 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定（共同住宅の棟単位の認定に限る。）の申請（以下この号において「変	変更認定申請に係る建築物（以下この号において「変更認定申請建築物」という。）が構造計算適合性判定を要しない建築物に相当する場		1件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該変更認定の対象となる建築物の床面積の合

<p>更認定申請」という。)に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)</p>	<p>合 変更認定申請建築物が構造計算適合性判定を要する建築物に相当する場合</p>	<p>計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額</p> <p>1件につき 次に掲げる金額を合算した金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額</p> <p>イ 当該変更認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額</p> <p>ウ 構造計算適合性判定に係る当該構造計算の対象となる床面積に応じ、第74号の2に定める当該手数料の金額に、当該手数料の金額から3,000円を控除した金額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この号において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額</p>
<p>(116)の19 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定(建築物全体又は一部に住宅以外の用途に供する部分</p>	<p>適合証の添付がある場合</p>	<p>非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの</p> <p>1件につき 9,300円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、第116号の15又は第116号の17の適合証の添付がある場合の区分に応じ、第116号の15又は第116号の17に定める当該手数料の金額(以下この号において「適合証の添付がある場合の手数料の金額」という。))を加えた金額)</p> <p>非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メ</p> <p>1件につき 27,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額</p>

<p>(以下この号及び次号において「非住宅部分」という。)があるものの棟単位の認定に限る。)の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)</p>		一トール以内のもの	
		非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 80,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 130,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 200,000円に適合証の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額
	適合証の添付がない場合	非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき 120,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、第116号の15又は第116号の17の適合証の添付がない場合の区分に応じ、第116号の15又は第116号の17に定める当該手数料の金額(以下この号において「適合証の添付がない場合の手数料の金額」という。)を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 200,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額
		非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 310,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 400,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額

	<p>非住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1 件につき 470,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額</p>
	<p>非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1 件につき 550,000円に適合証の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額</p>
<p>(116)の20 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定（非住宅部分があるものの棟単位の認定に限る。）の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>	<p>変更認定申請に係る建築物（以下この号において「変更認定申請建築物」という。）が構造計算適合性判定を要しない建築物に相当する場合</p>	<p>1 件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該変更認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額</p>
	<p>変更認定申請建築物が構造計算適合性判定を要する建築物に相当する場合</p>	<p>1 件につき 次に掲げる金額を合算した金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該変更認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額 ウ 構造計算適合性判定に係る当該構造計算の対象となる床面積に応じ、第74号の2に定める当該手数料の金額に、当該手数料の金額から3,000円を控除した金額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この号において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第78号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中 「金沢市二口町ハ42番地」 を 「金沢市戸板第二土地区画整理事業地47-1街区1番地」 に

改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市防災会議条例及び金沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第79号

金沢市防災会議条例及び金沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例

（金沢市防災会議条例の一部改正）

第1条 金沢市防災会議条例（昭和37年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

（金沢市災害対策本部条例の一部改正）

第2条 金沢市災害対策本部条例（昭和37年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第80号

金沢市暴力団排除条例の一部を改正する条例

金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第4条中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第81号

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

金沢市食品衛生法施行条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定による条例で定める食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 政令第8条第1項の規定による条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第7条第1項中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）」を「政令」に改める。

別表第1第2号エ中「1類感染症、2類感染症若しくは3類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項の規定に基づき、」に改め、同表第3号イ中「サ」を「ス」に改める。

別表第2第6号エ中「1類感染症、2類感染症若しくは3類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで」を「感染症法第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項の規定に基づき、」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第82号

金沢市興行場法施行条例の一部を改正する条例

金沢市興行場法施行条例（昭和59年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「規定に基づき、興行場営業の許可その他法の」を削る。

第2条を次のように改める。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 場内 興行場の内部のうち観覧室、ロビー、食堂等入場者の利用に供する場所をいう。

(2) 仮設興行場 一時的に仮設して営業を行う興行場をいう。

第3条に見出しとして「(許可の申請)」を付す。

第6条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「に定めるもののほか、」を「の施行に関し」に改め、同条を第17条とする。

第5条に見出しとして「(手数料)」を付し、同条を第16条とする。

第4条に見出しとして「(変更等の届出)」を付し、同条中「前条」を「第10条」に改め、同条を第15条とする。

第3条の2に見出しとして「(承継の届出)」を付し、同条を第10条とし、同条の次に次の4条を加える。

(入場者の衛生に必要な措置の基準)

第11条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次条及び第13条に定めるところによる。

(興行場の管理の基準)

第12条 興行場は、次に定めるところにより、管理しなければならない。

(1) 周囲は、衛生上支障がないように補修し、及び清掃すること。

(2) 場内は、衛生上支障がないように毎日清掃し、定期的に消毒及びねずみ等の駆除作業を行うこと。

(3) 換気設備及び空気調和設備並びに照明設備は、常に保守点検し、その機能を第8条及び第9条に規定する基準のとおり維持すること。

(4) 場内の空気環境を規則で定める基準のとおり保持すること。

(5) 場内の空気環境及び照度を必要に応じ測定すること。

(6) 清掃用具その他規則で定める衛生管理上必要な器具を備え、適正に管理すること。

(7) 喫煙に関する事項その他の規則で定める事項を場内に表示すること。

2 営業者は、従業者のうちから公衆衛生に関する責任者を選任し、興行場の衛生管理に当たらせなければならない。

(興行時間の基準)

第13条 1回の興行を2時間30分以上連続して行うときは、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに少なくとも10分以上の休憩時間を設け、換気を十分に行わなければならない。ただし、換気を十分に行い衛生上支障がない場合は、この限りでない。

(基準の特例)

第14条 市長は、興行場が仮設興行場又は屋外に面した観覧席を有する興行場である等特殊な事情があると認める場合は、当該興行場の特性に応じ、衛生上支障がないと認められる範囲内で、この条例で定める基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

第3条の次に次の6条を加える。

(公衆衛生上必要な基準)

第4条 法第2条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な基準は、次条から第9条までに定めるところによる。

(興行場の設置の場所の基準)

第5条 興行場は、入場者の衛生に支障を来す場所に設置してはならない。ただし、衛生

上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。

- 2 興行場の周囲には、採光及び換気について支障がないように空き地等の適当な空間を設けなければならない。ただし、採光及び換気について衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(興行場の構造及び設備の基準)

第6条 興行場の構造及び設備は、次条から第9条までに規定するもののほか次に定めるところによらなければならない。

- (1) 清掃及び消毒が容易に行える構造であること。
- (2) 場内は、入場者が容易に移動し、又は避難することができる広さ及び出入口を有すること。
- (3) 場内は、規則で定める基準に適合する便所及び喫煙場所を有すること。ただし、場内での喫煙を禁止する場合にあっては、喫煙場所を設けないことができる。
- (4) 食堂、売店及び食品販売設備は、便所（便所に次室を設けた水洗便所で衛生上支障がないと認められるものを除く。）の付近その他の不潔な場所に設けないこと。
- (5) ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている窓、排気口等に金網等を設けること。

(観覧室の構造の基準)

第7条 観覧室は、舞台等興行に直接関係する場所を除き、ロビー、食堂、便所、売店等と壁等により区画しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、映画館、演芸場、音楽ホールその他劇場形態の興行場の観覧室にあっては、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 舞台は、観覧席と適切に区画すること。
- (2) 階上の観覧席の前端には、階下に不潔な物が落ちないように適切な措置をすること。

(空気環境設備の基準)

第8条 興行場には、衛生的な空気環境を確保するのに十分な換気設備又は空気調和設備を設けなければならない。

- 2 前項の換気設備又は空気調和設備は、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 規則で定める基準の換気能力及び構造を有すること。
 - (2) 観覧室、喫煙場所、便所及び食堂に係るものは、それぞれ専用の換気設備又は独立して運転できる空気調和設備とすること。この場合において、喫煙場所に係るものにあっては、直接興行場外に排気できるものであること。

(照明設備の基準)

第9条 興行場には、規則で定める基準の照度機能を有する照明設備を設けなければならない。ただし、窓等から採光する自然光線で所要の照度を十分確保できる場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する興行場に係る石川県興行場法施行条例（昭和59年石川県条例第35号）附則第3項の規定により同条例に定める基準の適用を受けていない構造及び設備の部分については、当該基準に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後において、当該興行場を増築し、若しくは改築し、又は大規模の修繕をし、若しくは大規模の模様替をする場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定するこの条例の規定の適用を受けない興行場の構造及び設備の部分についての公衆衛生上必要な基準については、石川県興行場法施行条例附則第4項の規定の例による。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第83号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定により、本市の病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。

第3条の2を削る。

第4条を次のように改める。

（組織）

第4条 法第14条の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、市立病院を置く。

第5条を削り、第5条の2を第5条とする。

第6条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「市長」を「管理者」に、「作成しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「、市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「市長」を「管理者」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条第1項第2号及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「院長」を「病院の長（以下「院長」という。）」に改める。

第13条第2項ただし書、第4項ただし書及び第7項並びに第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第16条中「滅失」を「滅失し、」に、「市長」を「管理者」に改める。

第17条及び別表第2中「市長」を「管理者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の金沢市病院事業の設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の金沢市病院事業の設置等に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第84号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第33条の次に次の1条を加える。

（技術管理者の資格）

第33条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。同号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

◎金沢市条例第85号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の4条を加える。

（公園の設置基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

（住民1人当たりの公園の敷地面積の標準）

第1条の3 公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 公園についての都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）

第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができること

とする。

- 4 公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第86号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

	「		「
目次中	第1章 総則（第1条—第3条）	を	第1章 総則（第1条・
	第2章 市営住宅の管理（第4条—第45条）		第2章 市営住宅の設置
			第3章 市営住宅の管理
			」

第2条)

（第3条—第3条の18） に、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に、（第4条—第45条）

「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に改める。

第1条中「市営住宅」の次に「及び共同施設」を加える。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 市営住宅の整備 市営住宅の建設（市営住宅を建設することをいい、市営住宅を建設するために必要な土地の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。）若しくは市営住宅の買取り（市営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅及びその附帯施設を買い取ることをいい、その住宅及び附帯施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得することを含む。）又は市営住宅の借上げ（市営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。）をいう。

(5) 共同施設の整備 共同施設の建設（共同施設を建設することをいい、共同施設を建設するために必要な土地の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。）若しくは共同施設の買取り（共同施設として市

営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を買い取ることをいい、その施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得することを含む。)又は共同施設の借上げ(共同施設として市営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を賃借することをいう。)をいう。

第71条第1項中「市営住宅及び共同施設」を「市営住宅等」に改める。

第6章を第7章とし、第5章を第6章とし、第4章を第5章とし、第3章を第4章とする。

第6条中「として令第6条第1項で定める者(同項第6号又は第7号に該当する者(以下「海外引揚者等」を「(次項第6号、第7号又は第9号ウに該当する者(以下「海外引揚者等」という。)及び次項第9号イに該当する者(以下「大規模災害被害者」に、「被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者」を「大規模災害被害者」に改め、同条第1号中「明らかな者」を「明らか」に改め、同条第3号ア中「令第6条第4項で定める」を「特に居住の安定を図る必要がある」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に、「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。)第12条の規定により読み替えられた令第6条第5項第1号に規定する金額」を「139,000円」に改め、同号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に、「改良令第12条の規定により読み替えられた令第6条第5項第2号に規定する金額」を「114,000円」に改め、同条に次の3項を加える。

2 前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じそれぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (9) 災害により滅失した住宅に居住していた者等で次のアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア 火災、水害等の災害により滅失し、又は使用不能となった本市の区域内の住宅に居住していた者で、当該災害の発生した日から起算して1年を経過していないもの（イ又はウに該当する者を除く。）
- イ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者
- ウ 大規模な火災、震災その他の災害（市長が別に定めるものに限る。）により滅失し、又は使用不能となった住宅に居住していた者で、当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないもの（当該災害の発生の際に本市の区域外に居住していた者にあつては、本市に避難する特別の事情があると市長が認める者に限る。）（イに該当する者を除く。）
- (10) 解雇又は雇止め（使用者が期間の定めのある労働契約（使用者が労働契約の締結に際し、当該契約を更新する場合がある旨を明示したのものに限る。）を更新しないことをいう。）により、現に居住している住宅からの退去を余儀なくされる者又は居住していた住宅からの退去を余儀なくされた者で、離職の日から起算して5年を経過していないもの（当該解雇又は雇止めの際に本市の区域内の住宅に居住していた者に限る。）
- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 4 第1項第3号アに規定する入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 入居者又は同居者に次のア又はイのいずれかに該当する者がある場合
- ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じそれぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの
- (ア) 身体障害 第2項第2号アに規定する程度
- (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度
- イ 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- 第7条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第3号イ」を「前条第1項第3号イ」に、「同条各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の

安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（海外引揚者等を除く。）にあっては前条第1号及び第3号から第6号まで、海外引揚者等にあっては同条第1号、第3号、第5号及び第6号）に掲げる条件を具備するほか」を「同条第1項に定める条件に加え」に改め、「、なお」を削り、同条第3項中「前条各号に掲げる」を「前条第1項に定める」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第3号に規定する金額を超える場合（改良法第18条の規定による入居者を除く。）

(2) 当該入居者が第44条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

(3) 前項に規定する同居させようとする者が暴力団員である場合

第12条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号又は第2号に該当する場合において入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、当該承認をすることができる。

第13条第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く。）

(2) 当該承認を受けようとする者（改良住宅の入居者と同居していた者を除く。）に係る当該承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合

(3) 当該入居者が第44条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者であった場合（同項第4号にあっては、当該承認を受けようとする者を除く。）

(4) 当該承認を受けようとする者が暴力団員である場合

第13条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合において当該承認を受けようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該承認を受けようとする者が引き続き当該市営住宅に居住することが必要であると認めるときは、当該承認をすることができる。

第22条第1項中「市営住宅及び共同施設」を「市営住宅等」に改める。

第30条第1項中「市営住宅（改良住宅を除く。）の入居者にあっては第6条第3号に規定する金額を、改良住宅の入居者にあっては改良令第13条の2の規定により読み替えられた旧令第6条の2第1項」を「第6条第1項第3号」に改める。

第32条第2項中「改良令」を「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）」に改める。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第44条第1項第5号中「第12条、第13条」を「第12条第1項、第13条第1項」に改める。
第2章を第3章とする。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 市営住宅の設置

第3条の次に次の17条を加える。

(整備基準)

第3条の2 市営住宅の整備及び共同施設の整備の基準については、次条から第3条の18までに定めるところによる。

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の6 市営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第3条の10 市営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備、浴室及びサンルーム型の物干場並びにテレビジョン受信の設備、電話配線及びインターホンが設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。

（住戸内の各部）

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。

（共用部分）

第3条の12 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。

（附帯施設）

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

（児童遊園）

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

（集会所）

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

（広場及び緑地）

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

（通路）

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

（住宅の長寿命化等に関する努力義務）

第3条の18 第3条の3から前条までに定めるもののほか、市営住宅等は、住宅の長寿命化、高齢社会への対応、良好な地域コミュニティの形成、地球環境の保全及び地域経済の活性化に資するために必要な措置を講じて、整備するよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間における改正後の第6条第2項第1号及び第4項第2号の規定の適用については、同条第2項第1号中「60歳以上の者」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた者」と、同条第4項第2号中「60歳以上の者」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた者」と、「60歳以上又は」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた者又は」とする。
- 3 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間における平成21年4月1日前から入居している者（同日前に改正前の第7条第1項の規定による申込みがなされ、かつ、同日以後から入居している者を含む。）の同居の承認及び収入超過者の認定に係る収入基準についての改正後の第6条第1項第3号の適用については、同号中「214,000円」とあるのは「268,000円」と、「139,000円」とあるのは「178,000円」と、「158,000円」とあるのは「200,000円」と、「114,000円」とあるのは「137,000円」とする。

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第87号

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

（金沢市ガス供給条例の一部改正）

第1条 金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3項第2号中「226円75銭」を「226円96銭」に改め、同表第4項第2号中「224円75銭」を「224円96銭」に改め、同表第5項第2号中「212円25銭」を「212円46銭」に改め、同表第6項第2号中「210円42銭」を「210円63銭」に改め、同表第7項第2号中「205円42銭」を「205円63銭」に改める。

（金沢市液化石油ガス供給条例の一部改正）

第2条 金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第1号イ中「421円30銭」を「421円83銭」に改め、同項第2号イ中「421円38銭」を「421円91銭」に改め、同項第3号イ中「400円15銭」を「400円68銭」に改め、同項第4号イ中「443円76銭」を「444円29銭」に改め、同表第4項第1号イ中「412円20銭」を「412円73銭」に改め、同項第2号イ中「412円28銭」を「412円81銭」に改め、同項第3号イ中「391円5銭」を「391円58銭」に改め、同項第4号イ中「434円66銭」を「435円19銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市ガス供給条例の規定は、料金算定期間の末日が平成25年4月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市液化石油ガス供給条例の規定は、料金算定期間の末日が平成25年4月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。

金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第88号

金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例

金沢市公共下水道条例（昭和43年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。

第13条の次に次の6条を加える。

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第13条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第13条の6までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第13条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第13条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とぅ}の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第13条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{とぅ}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所^{とぅ}にあっては、マンホールを設けること。

(5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第13条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第13条の3に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴

う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第13条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
(終末処理場の維持管理に関する基準)

第13条の7 法第21条第2項に規定する条例で定める終末処理場の維持管理は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する排水施設又は処理施設であって、改正後の第13条の3から第13条の5までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

平成24年(2012年)12月17日 印刷
平成24年(2012年)12月17日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄